

牛久市の事業者の皆様へ

～茨城県からのお知らせ～

牛久市内の霞ヶ浦流域では全ての事業者には排水基準が適用されます。令和3年4月以降、基準超過に対して改善命令などを発出することができ、**命令に従わなかった場合、罰則が適用**されます。速やかな下水道への接続と、下水道のない地域では高度処理型浄化槽への転換などの対応をお願いします。

茨城県と牛久市は、以下のとおり合併処理浄化槽への転換について支援しています。

茨城県ホームページ
(霞ヶ浦流域の小規模事業所に係る規制強化について)



補助制度のご紹介

合併処理浄化槽への転換補助

- 対象地域
 - ・下水道が整備されないエリア
 - ・下水道区域であって、当分の間整備が見込まれないエリア
- 条件
現在単独処理浄化槽を使用していて、合併処理浄化槽に転換する場合
- 金額
設置する合併処理浄化槽の種類により異なります。詳しくは市環境政策課へお問い合わせください。

牛久市ホームページ
(浄化槽)



※条件や予算、事業所用の補助枠には限りがある場合がありますので、**事前に市環境政策課**までお問い合わせください。

環境保全施設資金融資制度のご紹介

県では中小企業の方々が行う環境保全への取り組みを支援するために、水質汚濁防止施設（高度処理型浄化槽やグリストラップ等）などに必要な資金について、融資のあっ旋を行っており、霞ヶ浦流域は利子補給をしており**実質無利子**となります。

詳しくは県南県民センター環境・保安課にお問い合わせください。

茨城県ホームページ
(環境保全施設資金融資制度)



お問い合わせ先

浄化槽の補助に関すること
牛久市環境政策課
☎029-873-2111

融資制度に関すること
県南県民センター環境・保安課
☎029-822-7048

このチラシに関すること
茨城県環境対策課
☎029-301-2966